

しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 県は、しまねグリーン製品の販路開拓を促進し、もって廃棄物の再資源化・減量化を推進し、循環型社会の形成に寄与することを目的として、しまねグリーン製品の販売促進に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、しまねグリーン製品認定要綱に基づき、しまねグリーン製品の認定を受けた事業者とする。

(補助事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行うしまねグリーン製品の販売を促進するための事業とする。ただし、他の補助制度の補助事業として採択されているもの及び財産の取得を伴うものは対象としない。

(補助対象経費及び金額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額は、次表のとおりとする。

交付の対象となる経費	交付の率	交付の限度額
補助事業に係る経費のうち以下に掲げるもの（消費税及び地方消費税を除く） ①広告宣伝費（印刷物作成費、広告掲載費、サンプル制作費、デジタル動画等作成費） ②商談展示会出展費（出展料、ブース設営及び管理運営費、出張旅費、運搬費） ③出展時の販売促進費（販売奨励金） ④その他知事が必要と認める経費	交付の対象となる経費の 2 分の 1 以内	1 事業者につき 100 万円

2 前項の規定により、交付しようとする額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 4 条の規定により提出する申請書は、しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）とする。

（補助事業の事前審査）

第 7 条 出展時の販売促進費を補助対象経費として申請書が提出された場合は、当該申請に係る事業計画について別に定める基準により審査会において審査する。

2 前項に定める審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（決定内容の変更等）

第 8 条 規則第 9 条第 1 項の規定により変更の承認を受けようとするときは、しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第 9 条第 1 項の規定により中止又は廃止の承認を受けようとするときは、しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金実績報告書（様式第 4 号）とする。

2 前項の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して 20 日を経過した日又は交付決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（書類の保管）

第 10 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（県内中小企業者への優先発注）

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後のしまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定は、平成 27 年度を初年度として適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

（個人の場合は、
住所及び氏名）

年度しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金交付申請書
補助金等交付規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業計画

事業の目的					
事業の内容					
実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
必要性 (販売促進における課題)					
期待される効果	指 標	現 状 (過 去 3 年 間)			目 標
		年 度	年 度	年 度	年 度
	販 売 量				
販 売 額 (円)					

2 補助金交付申請額 金 円

3 収支予算

(1) 収入内訳

負担区分	金額(円)	資金の調達先	備考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
合計			

(2) 支出内訳

項目	内訳	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額
印刷物作成費				
広告掲載費				
サンプル制作費				
出展出張旅費				
出展運搬費				
出展時販売促進費				
その他				
合計				

4 添付書類

- (1) (申請者が法人の場合) 法人登記事項証明書(現在事項全部証明書)(発行後3か月以内の原本)
- (2) (申請者が法人の場合) 定款その他の基本約款
- (3) 申請者の直近営業年度の貸借対照表及び損益計算書(個人の場合は税務申告書の写し)
- (4) 県税の滞納がないことを証する書類(発行後3か月以内の原本)
- (5) 事業内容に関する書類
 - ①事業の実施スケジュール表を添付すること(様式任意)
 - ②展示会出展費(県が出展料を負担する場合を除く。)を申請する場合、展示会の開催要領等を添付すること
 - ③出展時販売促進費を申請する場合、別に定める書類を添付すること

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

（個人の場合は、
住所及び氏名）

しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令環第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり変更したく、補助金等交付規則第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更交付申請額 金 円

4 収支予算

(1) 収入内訳

負担区分	金額(円)	資金の調達先	備考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
合計			

(2) 支出内訳

項目	内訳	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金変更 交付申請額
印刷物作成費				
広告掲載費				
サンプル制作費				
出展出張旅費				
出展運搬費				
出展時販売促進費				
その他				
合計				

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

（個人の場合は、
住所及び氏名）

しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書
年 月 日付け指令環第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のと
おり中止（廃止）したく、補助金等交付規則第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

個人の場合は、
住所及び氏名

年度しまねグリーン製品販売促進支援事業費補助金実績報告書
年 月 日付け指令環第 号で交付決定のあった補助事業を完了（廃止）しま
したので、補助金等交付規則第10条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

事業の内容	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業成果 (目標達成度等)	

2 収支決算

(1) 収入内訳

負担区分	金額(円)	資金の調達先	備考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
合計			

(2) 支出内訳

項目	内 訳	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補 助 金 所 要 額
印刷物作成費				
広告掲載費				
サンプル制作費				
出展出張旅費				
出展運搬費				
出展時販売促進費				
その他				
合 計				

3 添付書類

経費の支払を証明する書類、成果品、商談会等の実施状況の写真（派遣職員及び出展物が明示されたもの）